

福井市間伐材等安定供給促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 間伐材等安定供給促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「林業機械」とは、間伐材の伐採、運搬等に用いる機械のことで福井県農林水産部県産材活用課・森づくり課所管補助金等交付要綱別表第5に掲げるものをいい、「林業施設」とは、生産・加工流通コストの削減を図る施設で福井県農林水産部県産材活用課・森づくり課所管補助金等交付要綱別表第5に掲げるものをいう。

(目的)

第3条 間伐材の有効利用と付加価値の高い製品供給体制整備の促進を図ることを目的とする。

(事業主体)

第4条 事業主体は、福井市内に在住又は事業所若しくは営業所を有する森林組合又は林業経営体とする。ただし、福井市一般業務競争入札参加資格を有する者を含むものとする。

(対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、森林組合又は林業経営体が行う林業機械の購入や林業施設を整備する事業とする。

(対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、林業機械の購入及び林業施設の整備に要する経費とする。

(1) 機械の購入に要する経費とは、機械購入費、付属機械器具購入費及び機械運搬送料・車両購入に伴う重量税、取得税などの事務雑費に要する経費とする。

(2) 林業施設の整備に要する経費とは、福井県農林水産部県産材活用課・森づくり課所管補助金等交付要綱別表第4（1）林業・木材産業構造改革事業に記載された施設の導入に係る経費とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において補助対象経費の3分の1に相当する額を限度とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第3条第1項の規定により、補助事業に着手する前までに、間伐材等安定供給促進事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業の事業計画書(様式第1号－1)
- (2) 収支予算書(様式第1号－2)
- (3) 県に提出する事業計画書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の交付申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率

を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

(交付決定)

第9条 市長は、規則第4条の規定により、補助金の交付の決定をしたときは、間伐材等安定供給促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

2 交付決定前の着手は、補助対象外とする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定の後、補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定及び第12条により補助金の交付決定を取り消したときは、速やかに補助金交付決定取消通知書(様式第4号-1)を補助事業者に通ずるものとする。

(補助事業の変更)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業の内容又は経費の変更(軽微な変更を除く。)を必要とする場合は、市長に間伐材等安定供給促進事業変更承認申請書(様式第3号)を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、補助対象事業の内容の変更等を承認したとき、又は承認しないことを決定したときは、速やかに補助金変更交付決定通知書(様式第3号-1)をそれぞれ当該承認の申請をした者に通知するものとする。

(中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、交付決定後の事情の変化により、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、間伐材等安定供給促進事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を事前に提出し、市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第11条の規定により、速やかに間伐材等安定供給促進事業実績報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業の実績書(様式第5号-1)

(2) 収支決算書(様式第5号-2)

(3) その他市長が必要と認める書類

3 補助事業者は、第6条第3項のただし書の規定により交付の申請を行い、第1項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告書の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(実績報告において前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消

費税等相当額報告書（別紙様式第1号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出を受けたときは、規則第12条の規定により、交付する補助金の額を確定し、間伐材等安定供給促進事業補助金額確定通知書（様式第6号）により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

（交付請求）

第15条 前条の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第14条の規定により、間伐材等安定供給促進事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者から概算払又は前金払による補助金交付請求書が提出された場合には、規則第14条第2項の規定により、市長が特に必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。

（関係図書の保存）

第16条 補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、対象事業が完了した日から5年間保管しなければならない。

2 補助事業者等は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え、財産管理台帳（別紙様式第2号）その他関係書類を整備保管し提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

第17条 規則第19条による財産処分の制限のほか、「農林畜水産業関係補助金等交付規則」（昭和31年4月30日農林省令第18号）に定める制限期間に準じる。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和10年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。ただし、同日前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、同日前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。ただし、同日前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。ただし、同日前に交付決定がなされた補助金については、なお従前の例による。